

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八―一

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「第二条の二第二号」を「第二条の三第二号」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。